

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 10 月 1 日

株式会社 八十二銀行

# 吸収合併に係る事後開示事項

2023年10月1日

各 位

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8  
株式会社 八十二銀行  
代表取締役 松下 正樹

当行（以下、「甲」といいます）は、2023年3月17日付けで八十二システム開発株式会社（以下、「乙」といいます）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社として、甲の100%子会社である乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行いましたので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

## 記

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年10月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続、並びに同法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

#### （1）吸収合併をやめることの請求

会社法第784条の2の規定に基づく株主から乙に対して本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

#### （2）反対株主の株式買取請求

乙が発行する全株式を甲が保有していたため、該当事項はありません。

#### （3）新株予約権買取請求

乙は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

#### （4）債権者の異議

乙は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年5月31日付で官報に公告するとともに、同日付で電子公告により公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続、並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 吸収合併をやめることの請求  
本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (3) 債権者の異議  
甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 5 月 31 日付で官報に公告するとともに、同日付で電子公告により公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

甲は、本吸収合併の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、乙の資産、負債その他の権利義務一切を承継しました。甲が乙から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 3,658 百万円（概算値）、1,810 百万円（概算値）です。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 10 月 10 日（予定）
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要事項
  - (1) 本件吸収合併についての銀行法上の認可は、2023 年 9 月 28 日に得ております。
  - (2) 当行は、会社法第 796 条第 1 項に基づき、株主総会の承認手続を経ずに本件吸収合併を行いました。同条第 2 項により、当行に対して本件吸収合併をやめるよう請求した株主はいませんでした。
  - (3) 本件吸収合併によって当行の資本金及び準備金の変動はございません。

以 上

(訂正) 吸収合併に係る事前開示書面の一部訂正

2023年6月26日

長野市大字中御所字岡田178番地13

八十二システム開発株式会社

代表取締役 佐藤 宏昭

2023年5月26日に公衆の縦覧に供した法定事前開示書面の記載について、以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

(訂正前)

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社（会社法施行規則第182条第6項第1号）

① 最終事業年度の計算書類等

乙の最終事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。

(訂正後)

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社（会社法施行規則第182条第6項第1号）

① 最終事業年度の計算書類等

乙の最終事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。

以上

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 5 月 26 日

八十二システム開発株式会社  
吸収合併に係る事前開示事項

2023年5月26日

長野市大字中御所字岡田178番地13

八十二システム開発株式会社

代表取締役 佐藤 宏昭

当社（以下、「甲」といいます）は2023年3月17日開催の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日とし、甲を吸収合併消滅会社とし、甲の100%親会社である株式会社八十二銀行（以下、「乙」といいます）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます）を行うことを決議し、両社の間で本合併に係る合併契約を締結しました。

本合併に係る会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約（会社法第782条第1項第1号）  
2023年3月17日付で、甲と乙との間で締結した合併契約書は、別添1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）  
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）  
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
  - (1) 吸収合併存続会社（会社法施行規則第182条第6項第1号）
    - ① 最終事業年度の計算書類等  
乙の最終事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。
    - ② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

## I. 株式交換契約の締結

乙は、2023年1月20日開催の取締役会において、株式会社長野銀行との間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。株式交換契約の内容は、別添3のとおりです。

## II. 自己株式の取得

乙は、2022年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び同法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しております。

### (I) 取得に係る事項の内容

- a. 取得対象株式の種類：普通株式
- b. 取得する株式の総数：20,000,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.08%）
- c. 株式の取得価額の総額：10,000,000,000円（上限）
- d. 取得期間：2022年5月2日～2023年3月31日
- e. 取得方法：自己株式立会外買付取引（ToSNeT-3）を含む市場買付

### (II) 消却に係る事項の内容

- a. 消却する株式の種類：普通株式
- b. 消却する株式の総数：20,000,000株  
（消却前発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合3.91%）
- c. 消却予定日：2022年5月20日

なお、乙は、上記決議に基づき、2023年3月31日までに普通株式18,283,800株（取得価額の総額：9,999,993,400円）を取得するとともに、2022年5月20日に普通株式20,000,000株を消却しております。

### (2) 吸収合併消滅会社（会社法施行規則第182条第6項第2号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はありません。

## 6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併効力発生日時点における乙の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後における乙の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後における乙の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）  
本事前開示開始日以降、上記事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



## 合併契約書

株式会社八十二銀行（住所 長野市大字中御所字岡田 178 番地 8、以下「甲」という）と八十二システム開発株式会社（住所 長野市大字中御所字岡田 178 番地 13、以下「乙」という）は、次の通り合併に関する契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第 1 条 （合併の方法）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

### 第 2 条 （合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

### 第 3 条 （増加すべき資本金及び準備金）

合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第 4 条 （効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下、「合併効力発生日」という）は、2023 年 10 月 1 日とする。但し、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第 5 条 （会社財産の引継）

乙は合併効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

### 第 6 条 （会社財産の管理義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

### 第 7 条 （従業員の引継及びその処遇）

甲は、乙の従業員のうち合併効力発生日現在在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。但し、勤続年数については乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取り扱いについては甲乙協議の上定める。

### 第 8 条 （合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後合併効力発生日にいたるまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産あるいは経営状態に著しい変動生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

### 第 9 条 （費用負担）

合併実行にいたるまでの手続きにかかる費用は、甲乙協議の上、負担者を定める。

### 第 10 条 （本契約の効力）

本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

### 第 11 条 （本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

以上本契約の締結の証として本契約書 1 通を作成し、甲乙署名または記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023 年 3 月 17 日

甲：長野市大字中御所字岡田 178 番 8  
株式会社八十二銀行  
代表取締役 松下 正樹



乙：長野市大字中御所字岡田 178 番 13  
八十二システム開発株式会社  
代表取締役 佐藤 宏昭



## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### ■ 当行の主要な事業内容

当行は預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

#### ■ 株式会社長野銀行との経営統合

当行と株式会社長野銀行（以下、「長野銀行」といい、当行と長野銀行を総称して「両行」といいます。）は、2023年1月20日、それぞれの取締役会において、2023年6月1日を効力発生日とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、両行の間で株式交換契約書を締結いたしました。

地域の持続的発展を使命とする両行が手を携え、金融仲介機能を強化し、持続可能なビジネスモデルを構築し、結果として健全な経営基盤を構築していくことが、両行のステークホルダーの皆さまにとっても最適な選択であると判断し、経営統合を行うことを決定したものであります。

両行は、「競争から共創へ」をテーマに、早期融和を実現し、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、株主の皆さまや地域の皆さま、そして従業員により良い価値を提供してまいります。

#### ■ 経済環境

2022年度のが国経済は、資源価格の上昇や円安の進行等に伴う物価高や海外経済の減速により下押しされたものの、新型コロナウイルス感染対策による厳しい移動制限が無くなり、個人消費が改善しました。また、企業の設備投資が堅調に推移するなど、内需主導により緩やかに持ち直しました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、一部に弱さがみられるも持ち直しの動きが続きました。生産面では、海外経済の減速等に伴うIT関連需要の鈍化や資源高の影響があったものの、国内の設備投資需要が底堅く、生産用機械や電子部品などの生産は順調でした。個人消費では、大型小売店売上高は商品の販売価格上昇もあって食料品を中心に前年を上回って推移しました。自動車販売は半導体不足による納車遅れの影響が続くも年度後半から徐々に持ち直しました。住宅投資では、貸家や分譲の需要が底堅く、新設住宅着工戸数は堅調に推移しました。公共投資は道路や河川の整備などインフラ関連の工事が続き、例年並みの工事量を維持しました。

## ■ 事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、お客さまニーズや社会環境の変化にあわせてビジネスモデルを変革していくために、中期経営ビジョン2021「『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する」に取り組んでいます。5つのテーマ「経営の根幹としてのサステナビリティ」「ライフサポートビジネスの深化」「総合金融サービス・機能の提供」「業務・組織のデジタル改革」「成長とやりがいを支える人事改革」の実現を目指すとともに、経営理念で掲げる地域社会の発展に貢献するため、幅広い活動を展開しております。

### ○ テーマ①「経営の根幹としてのサステナビリティ」

当行は、お客さま・地域社会の持続的な発展に貢献するべく、長野県のリーディングバンクとして金融および非金融の両面から地域の社会的課題の解決に取り組んでいます。

金融面においては、「八十二銀行グループ サステナブル投融資方針」において、環境問題や社会課題を解決し持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスを2030年度までに累計1.5兆円実行する目標を掲げ、サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、八十二サステナビリティ1号ファンドなど多様な資金調達手段を提供するほか、環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」や東京都「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」による補助金支援、2月に取扱いを開始した「SDGs取組支援サービス」の提供なども通じて、お客さまのサステナビリティに関する取組みを後押ししております。

脱炭素化の取組みとしましては、昨年の岩村田支店に続き、富士見・大町・福島の各支店をZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）店舗として建替えたほか、これまで6店舗で利用していた「信州Greenでんき」を本店ビル3棟に拡大しました。これにより本店3棟で使用する電力は実質的に再生可能エネルギー100%となり、新たに年間約3,000トンの温室効果ガス(CO2)が削減される見込みです。また、経済産業省「GXリーグ」に参画し、カーボנקレジット取引の知見を高めるとともに、Jクレジット等の活用も含め、地域の皆さまとともに2050年カーボンニュートラルに向けた取組みを進めてまいります。

### ○ テーマ②「ライフサポートビジネスの深化」

当行は金融サービスの高度化に加え、非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実によってお客さまの暮らし全般を生涯にわたってサポートできる銀行を目指しています。

金融サービスの高度化につきましては、お客さま一人ひとりのライフプランに基づいた幅広い保険ニーズにお応えするため、PGフレンドリー・パートナーズ株式会社と提携し、保険会社出資の保険代理店と銀行が共同運営する全国初の保険コンサルティング拠点「はちのの保険プラザ」を8月に開設しました。また、ご高齢のお客さまの財産管理ニーズや次世代への相続・資産承継ニーズにお応えするため、相続に関するご相談の拠点として「はちのの相続コンサルプラザ」を12月に開設しました。また、営業店担当者と営業渉外部「信託グループ」が連携し、個人向け信託業務を通じて、お客さまに寄り添ったご提案を行っております。

非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実につきましては、口座残高やお取引内容の確認、お得なクーポン配信など、さまざまな情報をご提供するスマートフォンアプリ「Wallet+」のサービスを7月に開始しました。日常生活に関するお困りごとを解決する「はちののライフサポートサービス」もご好評をいただいております。非金融面においても引き続きお客さまのお役に立てる取組みを進めてまいります。

### ○ テーマ③「総合金融サービス・機能の提供」

当行はコンサルティングメニューやグループ機能を拡充することで、事業者さまの企業経営に関する幅広いご相談をワンストップでサポートできる銀行を目指しています。

事業者さまの経営課題解決に向けた取組みとしましては、本部専門チームを増員し、事業再構築補助金などの補助金活用サポートのほか、事業承継、M&A、事業再生支援等において、営業店担当者と本部が一体となって、経営戦略の策定段階から積極的にご支援しております。また、株式会社マネーフォワードと提携して「業務デジタル化支援サービス」をご提供し、事業者さまのDX・デジタル化についてもサポートしております。

グループ機能の拡充につきましては、6月に八十二スタッフサービス株式会社において「他業銀行業高度化等会社」の認可を取得し、多様化・高度化が進む地域の人材関連ニーズへの幅広い対応を可能としました。さらに10月には商社事業と電力事業を営む八十二Link Nagano株式会社を設立しました。事業者さまの海外販路開拓支援や、再生可能エネルギーの発電・供給等による脱炭素化支援を行うことにより、事業成長や地域の持続的な発展に貢献してまいります。

#### ○ テーマ④「業務・組織のデジタル改革」

当行はデジタル技術やデータ利活用による業務の効率化や新サービスの開発を通じて、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

お客さまの利便性向上に向けた取組みとしましては、融資手続きをインターネット上で完結させる「八十二電子契約サービス」を全店導入したほか、店頭での待ち時間短縮を図るため「来店予約システム」の運用を開始しました。

データを活用したサービスの高度化としましては、当行の持つ大量の取引データとAI技術を活用し、非対面で融資実行まで完結できるWEB完結型事業資金「はちのビジネスネットローン」の取扱いを4月に開始しました。引き続きデータやデジタル技術を活用し、適切なタイミングで事業者さまをフォローするための業況変化予測等への活用を進めてまいります。

#### ○ テーマ⑤「成長とやりがいを支える人事改革」

当行は、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感できる組織を目指し、多様化する職員の価値観やライフスタイルに対応するため、人事制度や働き方の改革を進めています。

当行を取り巻く環境変化やお客さまからの期待に応える付加価値の高い人材を育成するため、7月に複線型コース体系を導入しました。複線型コース体系では、既存の「マネジメントコース」に加え、「プロフェッショナル」「本部スタッフ」「スタンダード」「事務店頭」の5つのコースにより、総合金融サービス業への転換と職員一人ひとりの強みや適性を活かした多様なキャリア形成を支援しています。

また、人間力向上とスキル習得を後押しするため、研修プログラムを更新・拡大するとともに、オンラインでの自己研鑽ツールも充実させ、より自発的に学べる環境を整えました。これらの取組みにより、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感でき、お客さまから支持される銀行グループへの成長を目指してまいります。

#### ○ 店舗

4月にローンプラザ浅川若槻をローンプラザ昭和通に統合し、7月に伝馬町支店・ローンプラザ伝馬町を上郷支店内に移転しました。また、7月に富士見支店、10月には大町支店、11月には福島支店をそれぞれ新築移転しました。新店舗は、2021年に建替えした岩村田支店に続き、SDGs達成に向けた取組みとしてエネルギー消費量を正味ゼロとしたZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）店舗といたしました。さらに、2月にはシンガポール支店を開設し、アセアン地域におけるお客さまの海外進出や現地サポート体制を強化しました。

当期の業績は以下ようになりました。

### ○ 損益の状況

経常収益は、その他業務収益及び資金運用収益の増加を主因として前期比520億1千6百万円増加して1,639億3千2百万円となりました。

また、経常費用は、その他業務費用及び資金調達費用の増加を主因として前期比531億3千2百万円増加して1,336億8千3百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比11億1千6百万円減少して302億4千9百万円となりました。

当期純利益は前期比8億2千2百万円減少して215億7千4百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比31億5千4百万円減少して348億9千3百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25億3千2百万円減少して241億3千5百万円となりました。

### ○ 預金・貸出金

預金は、個人預金を中心に期中1,197億円増加したことから、期末残高は8兆1,864億円となりました。

貸出金は、県外法人向け資金を中心に期中1,820億円増加したことから、期末残高は6兆1,561億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中1,217億円増加して期末残高は1兆8,171億円、個人向け資金は期中426億円増加して期末残高は1兆3,550億円となりました。

### ○ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債を中心に期中1,242億円減少し、期末残高は2兆6,855億円となりました。

### ○ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、連結18.36%、単体16.55%となり、銀行界トップ水準を維持しております。

## ■ 対処すべき課題

3年超に及ぶコロナ禍も、5月8日より感染症法上の位置付けが5類に移行し、これまでの対応に一つの区切りがつけられました。いよいよアフターコロナ・ウィズコロナへとステージは変わりますが、今回のコロナ禍がお客さまや地域経済に与えた傷跡は大きく、コロナ前の状態に再生するためには、多くの壁を乗り越えていかなければなりません。

また一方において、DX(デジタル・トランスフォーメーション)やカーボンニュートラルに対する対応も待ったなしの状況になってまいりました。

そしてこれらの課題に対し、主体的に役割を果たしていくことが、地域のリーディングバンクである私たち八十二銀行グループの使命だと考え、全力で取り組む所存です。

具体的には、コンサルティングメニューやグループ機能の拡充、デジタル技術を活用したサービスの拡大、他業態との連携等により、当行グループの事業領域・活動領域を広げることで、コロナ禍の影響を受けたお客さまへの多面的な支援を継続し、活力ある地域経済に貢献してまいります。

また、各種情報提供や専門業者の紹介等により、DXやカーボンニュートラルに対する取り組みを支援してまいります。

一方、研修プログラムや自己研鑽ツールの充実化など、役職員一人ひとりの強みや適性を活かしたキャリア形成を支援し、お客さまからの期待に応えることができる、付加価値の高い専門人材の育成を強化するため、積極的な人材投資を行ってまいります。

そして「経営の根幹としてのサステナビリティ」を中心テーマに掲げた「中期経営ビジョン2021」の各施策については、スピード感を持って実施に移すとともに、深度のある対応をより強化してまいります。

さて、当行は本年6月1日をもって長野銀行と経営統合いたしました。今後、両行は早期合併に向け協議・検討を進めてまいりますとともに、統合効果がいち早く実現できるよう相互協力体制をより強化してまいります。

両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーションそして人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる金融グループへと変革し、お客さま、地域・株主の皆さま、そしてその役割を担う従業員により良い価値を提供してまいります。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも地域の皆さまのご期待にお応えべく努力してまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	6,989,187	7,670,775	8,066,627	8,186,401
定期性預金	2,360,604	2,398,680	2,436,170	2,375,016
その他	4,628,583	5,272,094	5,630,457	5,811,384
貸 出 金	5,443,996	5,587,528	5,974,071	6,156,100
個人向け	1,216,227	1,244,386	1,312,385	1,355,060
中小企業向け	1,526,454	1,669,635	1,695,376	1,817,165
その他	2,701,314	2,673,507	2,966,309	2,983,874
特定取引資産 (トレーディング資産)	29,559	12,157	13,370	18,773
特定取引負債 (トレーディング負債)	3,444	3,066	4,279	6,672
有 価 証 券	2,920,426	3,333,897	2,809,850	2,685,558
国 債	1,000,867	1,181,165	820,553	546,702
地 方 債	362,245	352,304	308,214	341,933
その他	1,557,313	1,800,426	1,681,082	1,796,922
総 資 産	10,413,208	12,075,029	13,265,200	12,887,406
内 国 為 替 取 扱 高	51,783,906	48,304,817	50,221,596	53,660,119
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 20,900	百万ドル 22,639	百万ドル 24,376	百万ドル 22,958
経 常 利 益	28,021	26,152	31,365	30,249
当 期 純 利 益	19,562	18,517	22,396	21,574
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 39 69	円 銭 37 83	円 銭 45 74	円 銭 44 60
信 託 財 産	378	347	673	1,091
信 託 報 酬	2	2	7	10

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。

3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	163,637	152,604	151,349	202,228
経常利益	33,447	32,147	38,047	34,893
親会社株主に帰属する当期純利益	22,077	22,384	26,667	24,135
純資産額	748,432	909,694	912,698	915,953
総資産	10,470,547	12,160,638	13,343,796	12,963,799

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 2021年度より団体信用生命保険の配当金を経常収益から経常費用の減少に表示を変更しております。2020年度以前の経常収益にもこの変更を反映しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,041人
平均年齢	42年 4月
平均勤続年数	15年 11月
平均給与月額	371千円

(注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。

3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ. 営業所数

	当 年 度 末
長 野 県	131店 うち出張所 ( 9 )
新 潟 県	4 ( ー )
東 京 都	6 ( ー )
埼 玉 県	5 ( ー )
群 馬 県	2 ( ー )
愛 知 県	1 ( ー )
岐 阜 県	1 ( ー )
大 阪 府	1 ( ー )
国 内 計	151 ( 9 )
ア ジ ア	2 ( ー )
海 外 計	2 ( ー )
合 計	153 ( 9 )

(注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を219か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,467か所（長野県内162か所、県外13,305か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を25,351か所（長野県内487か所、県外24,864か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,016か所（長野県内146か所、県外11,870か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所設置しております。

2 長野県内131店のうち12店（うち出張所2店）はランチ・イン・ブランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては119か所となっております。

##### ロ. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
シンガポール支店	9 RAFFLES PLACE,#17-02, REPUBLIC PLAZA, SINGAPORE

(注) 1 店舗外現金自動設備の新設（3か所）  
ツルヤ穂高店出張所、綿半スーパーセンター権堂店出張所、ナナーズ東御店出張所

2 店舗外現金自動設備の廃止（5か所）  
権堂イーストプラザ出張所、フレスポ大町出張所、メリーパーク出張所、富士見町役場出張所、木曾合同庁舎出張所

## ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,740
---------	-------

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,181
事務機器、システム機器の導入・更改等	1,135
大町支店移転新築	654
富士見支店移転新築	370
福島支店移転新築	336

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

当行は親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二証券株式会社	長野県長野市大字南長野字石堂南1277番地2	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次および代理	百万円 3,000	% 100.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	200	100.00	—
株式会社八十二カード	長野県長野市大字中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	30	100.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地13	システム開発	40	100.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	200	10.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	510	99.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	100	0.00	—
八十二アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番22号	投資運用業	200	100.00	—
八十二インベストメント株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	30	100.00	—
八十二Link Nagano株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	地域商社事業 電力(発電)事業	100	100.00	—

#### ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携（略称「ACS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ATMによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

#### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湯本 昭一	取締役会長 会長執行役員 監査部担当	—	—
松下 正樹	取締役頭取（代表取締役） 東京事務所担当	—	—
浅井 隆彦	取締役副頭取（代表取締役） 副頭取執行役員 リースク統括 人書事室担当	—	—
樋代 章平	専務取締役専務執行役員 デジタルトランスフォーメーション システム部担当	—	—
佐藤 信司	取締役常務執行役員 松本融業市場部 金総務部担当	—	—
宮原 博之	取締役	昭和商事株式会社 代表取締役社長	—
田下 佳代	取締役（社外役員）	—	弁護士
濱野 京	取締役（社外役員）	—	—
神澤 鋭二	取締役（社外役員）	キッセイコムテック 株式会社 代表取締役 会長 最高経営責任者 (CEO)	—
金井 孝行	取締役（社外役員）	—	—
峰村 千秀	常勤監査役	—	—
笠原 昭寛	常勤監査役	—	—
門多 丈	監査役（社外役員）	—	—
和田 恭良	監査役（社外役員）	—	—
山沢 清人	監査役（社外役員）	—	—

(注) 1 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 取締役浅井隆彦氏は、2023年6月21日に株式会社長野銀行の取締役に就任予定です。

3 社外取締役黒澤壯吉氏は、2022年6月24日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

4 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当	その他
吉 村 繁	常 務 執 行 役 員 営 業 企 画 部 営 業 渉 外 部 国 際 部 担 当	—
高 野 健 光	常 務 執 行 役 員 融 資 部 業 務 統 括 部 事 務 セ ン タ ー 担 当	—
上 村 勝 也	常 務 執 行 役 員 東 京 営 業 部 長	—
中 村 誠	常 務 執 行 役 員 本 店 営 業 部 長	—
北 山 良 一	執 行 役 員 飯 田 エ リ ア 飯 田 支 店 長	—
馬 場 智 義	執 行 役 員 シ ス テ ム 部 長	—
堀 内 厚 志	執 行 役 員 上 田 支 店 長	—
伊 藤 啓 悟	執 行 役 員 業 務 統 括 部 長	—
増 田 哲	執 行 役 員 諏 訪 エ リ ア 諏 訪 支 店 長 兼 上 諏 訪 駅 前 支 店 長	—
河 野 敦	執 行 役 員 監 査 部 長	—
吉 田 秀 樹	執 行 役 員 伊 那 エ リ ア 伊 那 支 店 長	—

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

#### 3. 業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

#### 4. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、株式報酬型ストックオプションとする。各取締役に割り当てる新株予約権の数は、株主総会で承認された上限金額の範囲内で役位別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権1個あたりの新株予約権個数を決定するための公正価額で除して算出された数（ただし、株主総会で承認された1年間の個数を上限とする）とし、定時株主総会開催日から1年以内の日までの期間に割り当てる。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

- i 確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
- ii 業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること
- iii スtockオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てること

・当期純利益による業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	—
100億円超～150億円以下	4千万円
150億円超～200億円以下	5千万円
200億円超～250億円以下	6千万円
250億円超～300億円以下	7千万円
300億円超～350億円以下	8千万円
350億円超	9千万円

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数を決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	284 (21)	184 (21)	60 (—)	40 (—)	12 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	75 (16)	75 (16)	— (—)	— (—)	6 (3)
合 計 (うち社外役員)	359 (37)	259 (37)	60 (—)	40 (—)	18 (8)

- (注) 1 員数には当事業年度に退任した取締役2名および監査役1名を含めております。
- 2 業績連動型報酬にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は21,574百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。
- 3 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションであり、新株予約権割当の際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
- 4 取締役の確定金額報酬の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、月額250万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。  
また、確定金額報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
- 5 監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。
- 6 取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数の決定を、取締役頭取松下正樹（東京事務所担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田 下 佳 代	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
濱 野 京	
神 澤 鋭 二	
金 井 孝 行	
門 多 丈	
和 田 恭 良	
山 沢 清 人	

### (4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

#### 【被保険者の範囲】

当行取締役、監査役、執行役員

#### 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

神澤鋭二氏はキッセイコムテック株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当行とキッセイコムテック株式会社との間には預金、貸出金等の取引があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	主な活動状況
田下佳代	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員長を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
濱野京	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主にグローバル分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
神澤鋭二	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主にDX分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
金井孝行	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、主に企業経営・ガバナンス分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
門多丈	15年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、および監査役会14回中13回に出席し、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和田恭良	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山沢清人	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(注) 取締役金井孝行氏については、2022年6月24日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等 (百万円)
報酬等の合計	8人	37 (一)	—

(注) (一) は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 2,000,000千株  
発行済株式の総数 491,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 22,053名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,095	12.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	23,336	4.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,779	2.92
明治安田生命保険相互会社	13,601	2.88
日本生命保険相互会社	13,600	2.88
信越化学工業株式会社	11,830	2.50
昭和商事株式会社	11,820	2.50
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,041	2.13
株式会社三菱UFJ銀行	8,145	1.72
清水建設株式会社	7,983	1.69

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。  
2 持株比率は、持株数を発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出しております。

### (4) 役員保有株式

該当事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	71百万円	
指定有限責任社員 弥永 めぐみ		
指定有限責任社員 陸田 雅彦		
指定有限責任社員 石尾 雅樹		

(注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容は次のとおりであります。

株式会社長野銀行完全子会社化にかかるデュエリジェンス助言業務

4 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は121百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

## 6 会計参与に関する事項

### (1) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

# 1 新株予約権等に関する事項

## (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,200株 (3) 新株予約権の行使期間 2011年8月9日から2036年8月8日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,200株 (3) 新株予約権の行使期間 2012年8月7日から2037年8月6日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,800株 (3) 新株予約権の行使期間 2013年8月6日から2038年8月5日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,900株 (3) 新株予約権の行使期間 2014年7月23日から2039年7月22日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>(1) 名称 第8回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,500株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 2015年7月28日から2040年7月27日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	2名
	<p>(1) 名称 第9回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 44,600株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 2016年7月26日から2041年7月25日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	2名
	<p>(1) 名称 第10回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 42,000株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 2017年7月25日から2042年7月24日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	2名
	<p>(1) 名称 第11回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 51,800株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 2018年7月24日から2043年7月23日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第12回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 82,500株 (3) 新株予約権の行使期間 2019年7月23日から2044年7月22日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 第13回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 115,000株 (3) 新株予約権の行使期間 2020年7月21日から2045年7月20日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第14回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 116,600株 (3) 新株予約権の行使期間 2021年7月20日から2046年7月19日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	(1) 名称 第15回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 83,700株 (3) 新株予約権の行使期間 2022年7月20日から2047年7月19日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
社外 取締役	—	
監査役	—	

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 2 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 3 業務の適正を確保する体制

### (1) 業務の適正を確保する体制の構築状況の概要

2023年3月31日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
  - (ロ) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
  - (ハ) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
- (ニ) コンプライアンス管理規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。
- (ホ) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
- (ヘ) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報管理規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- (ロ) 情報管理規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- (ロ) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- (ハ) 新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、本部各部を分掌する常務執行役員以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。
- (ロ) 連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統

合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統一的に管理する。

- (ハ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。
- (二) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

へ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (イ) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。
- (ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
- (二) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統一的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。
- (ロ) 当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼす

おそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。

- (ハ) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。
- (二) 前項(ロ)または(ハ)による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (イ) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- (ロ) 監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

リ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (ロ) 監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。
- (ハ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

2022年4月1日から2023年3月31日における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取

締役会で決定し実施するなど、当行に勤務する全ての者がコンプライアンスを遵守する体制を整備しております。また、警察とも連携しながら、反社会的勢力との取引遮断を図っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報が適切に保存・管理されております。また、情報セキュリティ強化、情報漏えい防止に向けた取組みを継続しております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失発生の可能性のあるリスクに対して統合的なリスク管理がなされ、また、顕在化したリスクに対しても損害を最小限に止める対応が行われております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の他に、経営会議にて業務執行に係る意思決定を迅速に行っております。また、各取締役は職務権限規程等に基づき、委嘱された職務執行を効率的に行っております。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ法人の各種リスク管理体制の整備が図られており、グループ法人の経営上の重要事項に対して取締役会、経営会議への報告が実施されております。また、当行監査部および監査役が、連結子会社の業務の適切性を検証しております。

ヘ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

取締役からの独立性を有した補助使用人を引き続き配置し、監査役監査の実効性を確保しております。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および連結子会社を中心とするグループ法人の役職員等が当行監査役に報告するための体制が整備され、適切に運用されております。また、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが規程に明記されております。

- チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行上必要とする費用について予算計上がなされております。また、監査費用の請求に対しては速やかな処理が行われております。
- リ. その他、監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役の特権として会社法に定められている報告、調査事項に限らず、監査役に適切な報告を行う体制が整備される等、監査役監査の実効性が確保されております。

#### **4 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

#### **5 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

#### **6 その他**

該当事項はありません。

## 第140期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>現金預け金</b>	<b>3,585,941</b>
現金	123,889
預け金	3,462,052
<b>コールローン</b>	<b>14,978</b>
<b>買入金銭債権</b>	<b>126,212</b>
<b>特定取引資産</b>	<b>18,773</b>
商品有価証券	680
特定金融派生商品	7,094
その他の特定取引資産	10,998
<b>金銭の信託</b>	<b>78,877</b>
<b>有価証券</b>	<b>2,685,558</b>
国債	546,702
地方債	341,933
社債	592,756
株式	530,343
その他の証券	673,821
<b>貸出金</b>	<b>6,156,100</b>
割引手形	13,713
手形貸付	113,342
証書貸付	5,301,149
当座貸越	727,893
<b>外国為替</b>	<b>28,255</b>
外国他店預け	25,427
買入外国為替	2,528
取立外国為替	299
<b>その他資産</b>	<b>126,201</b>
未決済為替貸	18
前払費用	837
未収収益	8,406
金融派生商品	42,334
金融商品等差入担保金	9,018
その他の資産	65,585
<b>有形固定資産</b>	<b>24,266</b>
建物	11,996
土地	8,984
リース資産	263
建設仮勘定	95
その他の有形固定資産	2,925
<b>無形固定資産</b>	<b>4,273</b>
ソフトウェア	3,678
その他の無形固定資産	595
<b>前払年金費用</b>	<b>27,387</b>
<b>支払承諾見返</b>	<b>49,474</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△38,893</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>12,887,406</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>預金</b>	<b>8,186,401</b>
当座預金	376,053
普通預金	5,238,885
貯蓄預金	58,825
定期預金	2,342,782
定期積金	32,234
その他の預金	137,620
<b>譲渡性預金</b>	<b>104,483</b>
<b>コールマネー</b>	<b>1,492,164</b>
<b>売現先勘定</b>	<b>102,282</b>
<b>債券貸借取引受入担保金</b>	<b>332,031</b>
<b>特定取引負債</b>	<b>6,672</b>
特定金融派生商品	6,672
<b>借入金</b>	<b>1,552,680</b>
借入金	1,552,680
<b>外国為替</b>	<b>1,503</b>
外国他店借	1
売渡外国為替	223
未払外国為替	1,278
<b>信託勘定借</b>	<b>784</b>
<b>その他負債</b>	<b>103,662</b>
未決済為替借	27
未払法人税等	4,324
未払費用	8,605
前受収益	2,017
給付補填備金	0
金融派生商品	19,267
金融商品等受入担保金	9,768
リース債務	288
資産除去債務	144
その他の負債	59,218
<b>退職給付引当金</b>	<b>9,981</b>
<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	<b>271</b>
<b>偶発損失引当金</b>	<b>1,217</b>
<b>繰延税金負債</b>	<b>108,343</b>
<b>支払承諾</b>	<b>49,474</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>12,051,956</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>資本金</b>	<b>52,243</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>29,609</b>
資本準備金	29,609
<b>利益剰余金</b>	<b>481,659</b>
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	434,048
固定資産圧縮積立金	1,623
固定資産圧縮特別勘定積立金	269
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	32,556
<b>自己株式</b>	<b>△10,848</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>552,663</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>266,193</b>
繰延ヘッジ損益	16,305
評価・換算差額等合計	282,499
新株予約権	288
<b>純資産の部合計</b>	<b>835,450</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>12,887,406</b>

## 第140期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>163,932</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>90,858</b>
貸出金利息	49,718
有価証券利息配当金	36,594
コールローン利息	169
預け金利息	3,048
その他の受入利息	1,327
<b>信託報酬</b>	<b>10</b>
<b>役務取引等収益</b>	<b>18,266</b>
受入為替手数料	5,173
その他の役務収益	13,092
<b>特定取引収益</b>	<b>181</b>
商品有価証券収益	23
特定金融派生商品収益	156
その他の特定取引収益	1
<b>その他業務収益</b>	<b>37,479</b>
外国為替売買益	1,699
国債等債券売却益	35,780
<b>その他経常収益</b>	<b>17,135</b>
株式等売却益	11,346
金銭の信託運用益	4,458
その他の経常収益	1,330
<b>経常費用</b>	<b>133,683</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>18,075</b>
預金利息	2,836
譲渡性預金利息	7
コールマネー利息	644
売現先利息	1,810
債券貸借取引支払利息	1,456
借入金利息	3,137
金利スワップ支払利息	3,254
その他の支払利息	4,928
<b>役務取引等費用</b>	<b>7,669</b>
支払為替手数料	615
その他の役務費用	7,054
<b>その他業務費用</b>	<b>40,526</b>
国債等債券売却損	35,488
国債等債券償還損	4,983
金融派生商品費用	55
<b>営業経費</b>	<b>50,285</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>17,125</b>
貸倒引当金繰入額	4,206
貸出金償却	1
株式等売却損	2,647
株式等償却	37
金銭の信託運用損	4,797
その他の経常費用	5,436
<b>経常利益</b>	<b>30,249</b>

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	1,719
固定資産処分益	1,719
特別損失	1,671
固定資産処分損	208
減損損失	1,462
税引前当期純利益	30,297
法人税、住民税及び事業税	9,434
法人税等調整額	△710
法人税等合計	8,723
当期純利益	21,574

## 第140期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	3,600,693
コールローン及び買入手形	14,978
買入金銭債権	126,212
特定取引資産	18,773
金銭の信託	78,877
有価証券	2,676,695
貸出金	6,113,178
外国為替	28,255
リース債権及びリース投資資産	69,848
その他資産	147,534
<b>有形固定資産</b>	<b>32,284</b>
建物	12,349
土地	9,131
建設仮勘定	95
その他の有形固定資産	10,707
<b>無形固定資産</b>	<b>4,499</b>
ソフトウェア	3,889
その他の無形固定資産	610
退職給付に係る資産	45,397
繰延税金資産	1,622
支払承諾見返	49,474
貸倒引当金	△44,527
<b>資産の部合計</b>	<b>12,963,799</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
預金	8,168,035
譲渡性預金	79,133
コールマネー及び売渡手形	1,492,164
売現先勘定	102,282
債券貸借取引受入担保金	332,031
特定取引負債	6,672
借入金	1,559,655
外国為替	1,503
信託勘定借	784
その他負債	129,223
退職給付に係る負債	11,247
睡眠預金払戻損失引当金	271
偶発損失引当金	1,217
特別法上の引当金	12
繰延税金負債	114,134
支払承諾	49,474
<b>負債の部合計</b>	<b>12,047,845</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	52,243
資本剰余金	56,960
利益剰余金	519,053
自己株式	△10,848
株主資本合計	617,409
その他有価証券評価差額金	267,636
繰延ヘッジ損益	16,305
退職給付に係る調整累計額	11,485
その他の包括利益累計額合計	295,427
新株予約権	288
非支配株主持分	2,828
<b>純資産の部合計</b>	<b>915,953</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>12,963,799</b>

第140期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>202,228</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>90,830</b>	
貸出金利息	49,701	
有価証券利息配当金	36,542	
コールローン利息及び買入手形利息	169	
預け金利息	3,050	
その他の受入利息	1,366	
<b>信託報酬</b>	<b>10</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>22,591</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>961</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>70,604</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>17,229</b>	
償却債権取立益	4	
その他の経常収益	17,225	
<b>経常費用</b>		<b>167,335</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>18,108</b>	
預金利息	2,835	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	644	
売現先利息	1,810	
債券貸借取引支払利息	1,456	
借入金利息	3,162	
その他の支払利息	8,192	
<b>役務取引等費用</b>	<b>5,390</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>69,957</b>	
<b>営業経費</b>	<b>56,631</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>17,246</b>	
貸倒引当金繰入額	4,243	
その他の経常費用	13,003	
<b>経常利益</b>		<b>34,893</b>
<b>特別利益</b>		<b>1,732</b>
固定資産処分益	1,732	
<b>特別損失</b>		<b>1,878</b>
固定資産処分損	208	
減損損失	1,669	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>34,747</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>11,017</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△483</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>10,533</b>
<b>当期純利益</b>		<b>24,214</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>79</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>24,135</b>

## 第140期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	52,243	29,609	2,948	32,557	47,610
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却			△2,948	△2,948	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△2,948	△2,948	-
当 期 末 残 高	52,243	29,609	-	29,609	47,610

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計 合	
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,095	-	399,600	29,263		
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△9,729	△9,729	
固定資産圧縮積立金の積立	570			△570	-	
固定資産圧縮積立金の取崩	△42			42	-	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		269		△269	-	
当 期 純 利 益				21,574	21,574	
自己株式の取得						△10,000
自己株式の処分				△5	△5	29
自己株式の消却				△7,749	△7,749	10,698
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	527	269	-	3,293	4,089	727
当 期 末 残 高	1,623	269	399,600	32,556	481,659	△10,848

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本 合計	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	550,794	267,274	15,670	282,945	271	834,011
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△9,729					△9,729
固定資産圧縮積立金の積立	－					－
固定資産圧縮積立金の取崩	－					－
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	－					－
当 期 純 利 益	21,574					21,574
自 己 株 式 の 取 得	△10,000					△10,000
自 己 株 式 の 処 分	24					24
自 己 株 式 の 消 却	－					－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		△1,081	635	△446	16	△429
当 期 変 動 額 合 計	1,868	△1,081	635	△446	16	1,439
当 期 末 残 高	552,663	266,193	16,305	282,499	288	835,450

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### I 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2.(1)と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

**5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

**6. 引当金の計上基準**

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

①破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。

ア 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

イ 上記ア以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

③要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

④上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位41ヶ月、要注意先下位41ヶ月、要管理先36ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日付から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。なお、代位弁済の実績率の算定期間は、貸倒引当金の予想損失率の算定期間と同一としております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

## II 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより投資信託を、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託とに区分し、投資信託財産について市場価格の有無、重要な解約制限の有無及び基準価額を時価とみなす取扱いの可否等の判定を行い、時価を算定することといたしました。この変更による当事業年度の税引前当期純利益への影響はありません。

## III 重要な会計上の見積り

### 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金38,893百万円

(内、キャッシュ・フロー控除法による貸倒引当金17,402百万円、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金3,360百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

## IV 追加情報

(完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当行は、2023年1月20日開催の取締役会において、株式会社長野銀行(以下「長野銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。)の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を2023年6月1日(予定)、当行を株式交換完全親会社、長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、両行は、2023年1月20日付で、株式交換契約書及び経営統合契約書を締結いたしました。また、長野銀行において2023年3月24日に臨時株主総会が開催され、株式交換契約が承認可決されております。

その内容につきましては、「連結注記表 V 追加情報」に記載のとおりであります。

## V 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に79,354百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部につ

いて保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,310百万円
危険債権額	82,675百万円
三月以上延滞債権額	714百万円
貸出条件緩和債権額	18,725百万円
合計額	107,426百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

**3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,242百万円であります。**

**4. 担保に供している資産は次のとおりであります。**

担保に供している資産

特定取引資産	10,999百万円
有価証券	1,092,458百万円
貸出金	1,662,271百万円
現金（その他の資産）	408百万円

担保資産に対応する債務

預金	43,333百万円
売現先勘定	102,282百万円
債券貸借取引受入担保金	332,031百万円
借用金	1,546,409百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券1,187百

万円、現金（その他の資産）25百万円及び中央清算機関差入証拠金（その他の資産）50,648百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金554百万円が含まれております。

5. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,614,291百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,460,190百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額	63,069百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額	7,702百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、 <b>有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額</b> は53,636百万円あります。	
9. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額	6百万円
10. 関係会社に対する金銭債権総額	43,952百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額	44,970百万円

#### (損益計算書関係)

##### 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	345百万円
役員取引等に係る収益総額	338百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	60百万円

##### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役員取引等に係る費用総額	2,278百万円
営業経費に係る費用総額	1,921百万円

## 2. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	八十二信用保証株式会社	所有 直接100.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	1,268,931 百万円	-	-
				上記に伴う 代位弁済	579 百万円	-	-

八十二信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は2,196百万円であります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

## 3. 減損損失

当行は、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
長野県内	営業用店舗等 42ヶ所	土地	1,336
	遊休資産 10ヶ所	土地及び建物	80
長野県外	遊休資産 3ヶ所	土地及び建物	46
—		合計	1,462

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落及び廃止の意思決定等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、営業用店舗については原則として支店をグループिंगの単位としており、遊休資産については各資産をグループिंगの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく評価額及び固定資産税評価額により算出しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	21,445	18,284	20,061	19,669	(注)

(注) 自己株式の増加は自己株式取得のための市場買付による18,283千株及び単元未満株式の買取請求による1千株であります。自己株式の減少は自己株式の消却による20,000千株、新株予約権の行使による61千株及び単元未満株式の買増請求による0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

該当ありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	15,242
組合出資金	5,788
合計	21,031

### 3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	505,182	88,097	417,085
	債券	628,941	620,811	8,130
	国債	177,064	170,873	6,190
	地方債	264,245	263,390	855
	社債	187,631	186,547	1,084
	その他	287,820	275,649	12,170
	うち外国証券	141,457	140,090	1,367
	小計	1,421,944	984,558	437,385
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,734	5,259	△524
	債券	852,451	888,614	△36,163
	国債	369,638	399,451	△29,813
	地方債	77,687	78,318	△631
	社債	405,124	410,844	△5,719
	その他	405,722	425,256	△19,534
	うち外国証券	252,980	267,192	△14,212
	小計	1,262,907	1,319,130	△56,222
合計	2,684,851	2,303,689	381,162	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5,184
組合出資金	49,837
合計	55,021

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	27,289	9,375	714
債券	602,337	6,447	12,867
国債	455,206	6,206	12,620
地方債	146,946	240	247
社債	185	0	—
その他	213,814	3,872	23,376
うち外国証券	158,579	1,373	22,336
合計	843,441	19,694	36,958

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	78,877	△250

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	17,073百万円
貸倒引当金	11,316
繰延ヘッジ損益	3,297
減価償却費	2,844
減損損失	1,869
有価証券償却	949
未払事業税	456
退職給付引当金	133
その他	2,359
繰延税金資産小計	40,299
評価性引当額	△2,900
繰延税金資産合計	37,399
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	132,152
繰延ヘッジ損益	10,402
退職給付信託設定益	1,665
その他	1,523
繰延税金負債合計	145,743
繰延税金負債の純額	108,343

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,771円53銭
1株当たりの当期純利益金額	44円60銭

(ストック・オプション等関係)

本件に関する注記事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

第140期（2022年4月1日から） 連結株主資本等変動計算書  
（2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	52,243	59,176	512,403	△11,576	612,246
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△9,729		△9,729
親会社株主に帰属する当期純利益			24,135		24,135
自己株式の取得				△10,000	△10,000
自己株式の処分			△5	29	24
自己株式の消却		△2,948	△7,749	10,698	-
連結子会社株式の取得による持分の増減		732			732
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,215	6,650	727	5,162
当 期 末 残 高	52,243	56,960	519,053	△10,848	617,409

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	268,743	15,670	12,266	296,680	271
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
連結子会社株式の取得による持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,107	635	△781	△1,252	16
当 期 変 動 額 合 計	△1,107	635	△781	△1,252	16
当 期 末 残 高	267,636	16,305	11,485	295,427	288

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	3,499	912,698
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△9,729
親会社株主に帰属する当期純利益		24,135
自己株式の取得		△10,000
自己株式の処分		24
自己株式の消却		－
連結子会社株式の取得による持分の増減		732
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△670	△1,906
当 期 変 動 額 合 計	△670	3,255
当 期 末 残 高	2,828	915,953

# 連結注記表

## I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 13社

会社名

八十二証券株式会社	八十二リース株式会社
株式会社八十二カード	八十二信用保証株式会社
八十二システム開発株式会社	八十二キャピタル株式会社
八十二スタッフサービス株式会社	やまびこ債権回収株式会社
八十二オートリース株式会社	八十二アセットマネジメント株式会社
八十二インベストメント株式会社	八十二Link Nagano株式会社
八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合	

(連結の範囲の変更)

八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合、八十二Link Nagano株式会社は新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。  
(2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。  
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社

令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称  
会社名  
ルビコンホールディングス株式会社  
株式会社荻原製作所  
投資事業等を営む連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## II 会計方針に関する事項

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1) と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

①破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を計上しております。

ア 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

イ 上記ア以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

- ③要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ④上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位41ヶ月、要注意先下位41ヶ月、要管理先36ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認められた額を計上しております。

## 6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

## 7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。なお、代位弁済の実績率の算定期間は、貸倒引当金の予想損失率の算定期間と同一としております。

## 8. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

## 9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 11. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 12. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて計上する方法によっております。

## 13. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外

貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

### (3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

## Ⅲ 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより投資信託を、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託とに区分し、投資信託財産について市場価格の有無、重要な解約制限の有無及び基準価額を時価とみなす取扱いの可否等の判定を行い、時価を算定することといたしました。この変更による当連結会計年度の税金等調整前当期純利益への影響はありません。

## Ⅳ 重要な会計上の見積り

### 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金44,527百万円

(内、キャッシュ・フロー控除法による貸倒引当金17,402百万円、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金3,360百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金は、「連結注記表 Ⅱ 会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、予め定めている償却・引当基準に則り、債務者区分に応じて算定しております。

#### ② 主要な仮定

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、生産予測、経費予測及び債務返済計画等の将来見込みにおいて、主として以下の仮定を置いております。

- ・債務者の属する業種・業界等におけるポストコロナ下での個人消費やインバウンドの改善状況
- ・債務者の属する業種・業界等における原材料の供給量、資源価格の上昇及び円安の進行等に伴う物価高
- ・債務者に対する取引先による支援の状況

こうした仮定のもと、足元の業績や将来の業績見通しを踏まえ、一部の債務者の債務者区分を見直すとともに、キャッシュ・フロー見積法やキャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローによる回収可能額の見積りにもこれらの実態を反映して貸倒引当金を算定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当連結会計年度末の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り額の変更等により、翌連結会計年度の連結計算書類に計上する貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## V 追加情報

### (完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当行は、2023年1月20日開催の取締役会において、株式会社長野銀行（以下「長野銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を2023年6月1日（予定）、当行を株式交換完全親会社、長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両行は、2023年1月20日付で、株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）及び経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。また、長野銀行において2023年3月24日に臨時株主総会が開催され、株式交換契約が承認可決されております。

### 1. 本件株式交換の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2022年9月30日現在)

商号	株式会社長野銀行
本店の所在地	長野県松本市渚2丁目9番38号
代表者の氏名	取締役頭取 西澤 仁志
資本金の額	130億円
純資産の額	444億円（連結）、407億円（単体）
総資産の額	1兆1,644億円（連結）、1兆1,571億円（単体）
事業の内容	銀行業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
経常収益	22,852	21,899	19,785
経常利益	2,172	1,799	1,917
親会社株主に帰属する当期純利益	1,302	1,188	1,336

(単体)

(単位：百万円)

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
経常収益	17,559	16,754	14,498
経常利益	1,940	1,611	1,744
当期純利益	1,165	1,090	1,231

2. 本件株式交換の目的

両行は対等の精神で本件株式交換により本経営統合を行うことを前提とし、早期融和を実現するとともに、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供します。

3. 本件株式交換の方法、本件株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本件株式交換の方法

当行を株式交換完全親会社、長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本件株式交換は、当行については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定であり、また、長野銀行については、2023年3月24日に開催した臨時株主総会にて承認を得ております。

(2) 本件株式交換に係る割当の内容

	八十二銀行 (株式交換完全親会社)	長野銀行 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る 割当比率	1	2.54
本件株式交換により 交付する株式数	八十二銀行の普通株式：22,664,539株（予定）	

(注1) 株式の割当比率算定の概要

本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、長野銀行は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算

定・分析を依頼しました。

野村證券は、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。長野銀行の普通株式については、長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

大和証券は、当行については当行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、長野銀行については長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM法による算定を行いました。

(注2) 株式の割当比率

長野銀行の普通株式1株に対して、当行の普通株式2.54株を割当て交付します。ただし、当行が保有する長野銀行の普通株式152,000株（2022年12月31日現在）については本件株式交換による割当ては行いません。

(注3) 本件株式交換により当行が交付する新株式数（予定）

当行の普通株式 22,664,539株（予定）

上記の普通株式数は、2022年12月31日時点における長野銀行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856株）を基礎として、長野銀行が発行している新株予約権の全て（5個）については、2023年3月24日に開催された長野銀行の臨時株主総会において本株式交換契約書の承認が得られましたので、その発行要項等の定めに従って、当該承認日の翌日から30日間が経過する日までに、その全てが権利行使され、長野銀行の普通株式500株に転換される予定であるため、当該500株を考慮した9,259,356株を前提として算出しております。ただし、本件株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、長野銀行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、長野銀行の2022年12月31日時点における自己株式数（184,309株）は、上記の算出において、当行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2022年12月31日時点における当行が保有する長野銀行の普通株式152,000株は、上記の算出において、当行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、長野銀行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、長野銀行の2022年12月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当行の交付する新株式数が変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本経営統合が実現された場合、本件株式交換により、1単元（100株）未満の当行の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける長野銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当行の定款の規定に基づき、当行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、当行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付されるべき当行の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当行は、当該端数の割当てを受けることとなる長野銀行の株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

#### 4. 本経営統合の日程

2022年9月28日	基本合意書の締結（両行）
2023年1月20日	取締役会決議日（両行）
2023年1月20日	本株式交換契約書及び本経営統合契約書の締結（両行）
2023年1月20日	長野銀行臨時株主総会基準日公告日
2023年2月4日	長野銀行臨時株主総会基準日
2023年3月24日	長野銀行臨時株主総会開催
2023年5月29日（予定）	長野銀行の株式の最終売買日
2023年5月30日（予定）	長野銀行上場廃止日
2023年6月1日（予定）	本株式交換の効力発生日

(注1) 本経営統合の実行にあたっては、銀行法に基づく認可取得、及び「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく認可取得又は公正取引委員会への届出等が必要であり、これらの各種手続との関係で本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(注2) 本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、当行の株主総会の承認を要しない場

合（簡易株式交換）に該当する予定です。  
（注3）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両行が協議し合意の上、変更されることがあります。

## VI 注記事項

### （連結貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に79,354百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,382百万円
危険債権額	82,786百万円
三月以上延滞債権額	714百万円
貸出条件緩和債権額	18,725百万円
合計額	108,609百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,242百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	10,999百万円
有価証券	1,092,458百万円
貸出金	1,662,271百万円
現金（その他資産）	408百万円

担保資産に対応する債務

預金	43,333百万円
売現先勘定	102,282百万円
債券貸借取引受入担保金	332,031百万円
借入金	1,546,409百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券1,187百万円、現金（その他資産）25百万円、その他資産59,667百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金615百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,666,480百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,460,190百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 72,698百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,702百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は53,636百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、金銭の信託運用損4,797百万円及び株式等売却損2,647百万円を含んでおります。

## 2. 減損損失

当行グループは、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
長野県内	営業用店舗等 44ヶ所	土地	1,488
	遊休資産 15ヶ所	土地及び建物	135
長野県外	遊休資産 5ヶ所	土地及び建物	46
—		合計	1,669

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落及び廃止の意思決定等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、営業用店舗については原則として支店をグルーピングの単位としており、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。

連結子会社については主として各社を1つの資産グループとしておりますが、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく評価額及び固定資産税評価額により算出しております。

### (連結株主資本等変動計算書関係)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	511,103	—	20,000	491,103	(注) 1
自己株式					
普通株式	21,445	18,284	20,061	19,669	(注) 2

(注) 1. 発行済株式の減少は自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加は自己株式取得のための市場買付による18,283千株及び単元未満株式の買取請求による1千株であります。自己株式の減少は自己株式の消却による20,000千株、新株予約権の行使による61千株及び単元未満株式の買増請求による0千株であります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末高 当連結会計年度末 残(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			-			288	
合計				-			288	

## 3. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,896百万円	10.00円	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	4,832百万円	10.00円	2022年9月30日	2022年12月2日
合計		9,729百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 4,714百万円
- ② 1株当たり配当額 10.00円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、ローン事業及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金及び短期金融市場によって資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）をしており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行及び一部の連結子会社では、顧客販売に対応するため有価証券を売買目的で保有しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ①貸出金

主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、ある特定の企業集団には集中しておりませんが、営業の基盤である長野県内のお取引先に対する比率は4割を超えており、長野県の経済環境の変化により信用リスクが増加する可能性があります。

##### ②有価証券

主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的及びその他目的で保有しているほか、顧客販売に対応するため、一部の債券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

##### ③預金

お取引先から預かる預金であり、金利リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

##### ④デリバティブ

デリバティブ取引の利用目的は、お取引先への各種リスクヘッジ手段の提供、当行グループのALMにおけるヘッジ目的及び当行の収益増強のためであります。

デリバティブ取引には金利スワップ取引、金利キャップ取引及び通貨スワップ取引などがあります。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金及び有価証券に関わる金利・為替の変動リスク等に対してヘッジ会計を適用しており、これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の有効性を評価しております。

なお、ヘッジ目的のために取組むデリバティブ取引は、年度毎に定めるヘッジ方針に基づき実施しております。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理に係る規程類に従い、個別案件毎の審査、与信限度額による管理、問題債権への対応、定期的な債務者区分及び債務者格付の付与、貸出金ポートフォリオの管理などを実施しております。審査体制については、本部においては営業推進部門と審査部門を分離して各々の独立性を確保しながら相互を牽制する体制としており、営業店においては申込受付から最終決定までの間に多段階のチェックが行われる体制としております。その他の管理体制については、定期的に債務者区分及び債務者格付の見直しを実施し、問題債権の早期把握に努めるとともに、これらの結果を信用リスクの計量化・ポートフォリオ管理などに活用しております。

有価証券の発行体の信用リスクは、リスク統括部において、半期毎に与信先・取引種目毎に与信枠を設定し、その枠の中で取引を行う体制としております。

#### ②市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理に係る規程類を定め、経営の健全性や収益性を確保するため市場リスクをコントロールしております。

##### ア 金利リスク・為替リスク・価格変動リスク

当行では、リスクとリターンのバランスを適切に保ち、リスクテイクを適正規模に調整するため、市場環境・経営体力等を勘案し、半期毎に市場リスク管理方針を決定しております。さらに、市場リスク管理方針に基づいて取引の種類・お取引先毎に取扱うことのできるリスクの最大量・損失の限度等を経営会議の承認により定めております。必要に応じて各取引種目別の投資限度額又は保有限度額、評価損限度額等のほか、アラームポイントを設定し、市場リスク量や損失額を一定の範囲に抑える管理運営を行っております。各取引担当部署は定められた限度の範囲で業務遂行するほか、リスクの状況を毎日担当役員に報告し、迅速で適切な対応を実践しております。

一方、業務管理面では、取引を執行する部署（フロントオフィス）と当該取引にかかる事務処理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらにリスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）を設置し、相互に牽制する体制となっております。

##### (ア) 金利リスクの管理

金利変動による経済価値増減はバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）により、ギャップ分析等による金利の変動リスクはALMにより管理しており、「ALM・統合リスク管理会議」において実施状況を把握・確認し、対応等を協議しております。なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を行っております。

##### (イ) 為替リスクの管理

為替変動による経済価値増減はVaRにより管理しております。また、過度な為替リスクを回避するため、市場リスク管理方針に持ち高の上限を定めております。

##### (ウ) 価格変動リスクの管理

当行では価格変動による経済価値増減はVaRにより計測し管理しております。なお、取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案して半年毎のVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しております。一部の連結子会社では、保有する有価証券の時価を取締役会等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

#### イ デリバティブ取引

当行ではデリバティブ取引を管理する規程類を制定して、連結子会社の行うデリバティブ取引を含め、一体的にリスクを管理しております。また、デリバティブ全体のポジション額、時価評価額、市場リスク量等は担当役員及び「ALM・統合リスク管理会議」等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

デリバティブ取引のリスク管理は、リスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）が取引を執行する部署（フロントオフィス）から独立して実施し、牽制が働く体制を構築しております。

#### ③流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通じて資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びに短期社債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

		連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)	有価証券			
	満期保有目的の債券	99	100	0
	その他有価証券 (※1)	2,614,501	2,614,501	－
(2)	貸出金	6,113,178		
	貸倒引当金 (※2)	△38,108		
		6,075,069	6,074,822	△247
資産計		8,689,671	8,689,424	△247
(1)	預金	8,168,035	8,167,285	△750
(2)	借入金	1,559,655	1,552,997	△6,657
負債計		9,727,691	9,720,282	△7,408
デリバティブ取引 (※3) (※4)				
	ヘッジ会計が適用されていないもの	214	214	－
	ヘッジ会計が適用されているもの	23,275	23,275	－
デリバティブ取引計		23,489	23,489	－

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金(17,890百万円)及び個別貸倒引当金(20,217百万円)を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(※4) ヘッジ対象である有価証券、貸出金、預金の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジ及び特例処理を適用しております。なお、これらのヘッジ関係に「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	11,277
② 組合出資金 (※2)	49,900
合 計	61,177

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(*1)				
その他有価証券				
国債	545,608	1,094	—	546,702
地方債	—	341,933	—	341,933
社債	—	539,399	53,417	592,816
株式	514,503	350	—	514,853
その他	123,878	444,479	—	568,358
資産計	1,183,990	1,327,256	53,417	2,564,664
デリバティブ取引(*2)				
金利関連取引	—	33,365	—	33,365
通貨関連取引	—	△9,718	—	△9,718
債券関連取引	—	△158	—	△158
デリバティブ取引計	—	23,489	—	23,489

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は51,818百万円であります。

① 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

		第24-3項の取扱いを 適用した投資信託	第24-9項の取扱いを 適用した投資信託
期首残高		20,550	23,563
当期の損益又はその他の の包括利益	損益に計上(*1)	519	—
	その他の包括利益に計上 (*2)	△640	514
購入、売却及び償還の純額		4,530	800
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額		—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額		—	—
期末残高		24,959	24,877
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*1)		153	5,385

(\*1) 連結損益計算書の「資金運用収益」「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約可能日が定期的に設定されていない、またはその間隔が長い	24,959

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブを一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	100	－	－	100
貸出金	－	－	6,074,822	6,074,822
資産計	100	－	6,074,822	6,074,922
預金	－	8,167,285	－	8,167,285
借入金	－	1,546,030	6,967	1,552,997
負債計	－	9,713,315	6,967	9,720,282

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

##### 有価証券

株式は取引所の価格によっており市場の活発性に基づき、時価は主にレベル1に分類しております。債券は活発な市場のある国債は主にレベル1の時価に分類し、それ以外の市場価格等のある債券等につきましてはレベル2の時価に分類しております。投資信託は、活発な市場における取引価格があるものについてはレベル1に分類し、市場における取引価格が存在しないものについては、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としレベル2の時価に分類しております。また、重要な解約制限がある場合には、基準価額を時価とみなしております。

保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であるため、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

##### 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもので事業性貸出金は、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。固定金利によるもので非事業性貸出金は、商品別、期間ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては主にレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引につきましては、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲(*)	インプットの加重平均(*)
有価証券 その他有価証券 社債	割引現在価値法	倒産確率 倒産時損失率	0.0%—8.0% 30.2%—100.0%	0.3% 75.9%

(\*)破綻先・実質破綻先・破綻懸念先発行分はインプットの範囲及びインプットの加重平均から除外しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、及び当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

		有価証券 その他有価証券 社債
期首残高		53,022
当期の損益又は その他の包括利益	損益に計上(*1)	0
	その他の包括利益に計上(*2)	11
購入、売却及び決済		382
レベル3の時価への振替		—
レベル3の時価からの振替		—
期末残高		53,417
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益(*1)		△279

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門（市場ミドル部門）にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って市場バック部門が時価を算定しております。算定された時価は市場バック部門内及びフロント部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期市場ミドル部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、資産の性質及び特性を考慮した評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似

の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、倒産時損失率であります。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「特定取引資産」中の商品有価証券、その他の特定取引資産が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	99	100	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
合計		99	100	0

### 3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	510,119	89,121	420,997
	債券	628,941	620,811	8,130
	国債	177,064	170,873	6,190
	地方債	264,245	263,390	855
	社債	187,631	186,547	1,084
	その他	287,820	275,649	12,170
	うち外国証券	141,457	140,090	1,367
	小計	1,426,880	985,582	441,298
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	4,734	5,259	△524
	債券	852,511	888,674	△36,163
	国債	369,638	399,451	△29,813
	地方債	77,687	78,318	△631
	社債	405,184	410,904	△5,719
	その他	405,722	425,256	△19,534
	うち外国証券	252,980	267,192	△14,212
	小計	1,262,967	1,319,190	△56,222
合計		2,689,848	2,304,772	385,075

### 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	27,346	9,420	714
債券	602,337	6,447	12,867
国債	455,206	6,206	12,620
地方債	146,946	240	247
社債	185	0	—
その他	213,814	3,872	23,376
うち外国証券	158,579	1,373	22,336
合計	843,498	19,739	36,958

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
顧客との契約から生じる収益	21,272	—	21,272	1,767	23,040
その他の収益	145,552	32,646	178,199	989	179,188
外部顧客に対する経常収益	166,825	32,646	199,471	2,756	202,228

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,936円29銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 49円90銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 40百万円

2. スtock・オプションの内容

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名	取締役 8名	取締役 7名
ストック・オプションの数	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株	普通株式 129,300株
付与日	2011年8月8日	2012年8月6日	2013年8月5日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2011年8月9日から 2036年8月8日まで	2012年8月7日から 2037年8月6日まで	2013年8月6日から 2038年8月5日まで

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名	取締役 8名	取締役 8名
ストック・オプションの数	普通株式 133,800株	普通株式 78,900株	普通株式 150,000株
付与日	2014年7月22日	2015年7月27日	2016年7月25日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2014年7月23日から 2039年7月22日まで	2015年7月28日から 2040年7月27日まで	2016年7月26日から 2041年7月25日まで

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名	取締役 8名	取締役 8名
ストック・オプションの数	普通株式 109,600株	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株
付与日	2017年7月24日	2018年7月23日	2019年7月22日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2017年7月25日から 2042年7月24日まで	2018年7月24日から 2043年7月23日まで	2019年7月23日から 2044年7月22日まで

	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション	2022年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名	取締役 7名	取締役 5名
ストック・オプションの数	普通株式 150,000株	普通株式 130,700株	普通株式 83,700株
付与日	2020年7月20日	2021年7月19日	2022年7月19日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2020年7月21日から 2045年7月20日まで	2021年7月20日から 2046年7月19日まで	2022年7月20日から 2047年7月19日まで

### 3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの数

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
権利確定前					
期首数	15,200株	15,200株	28,800株	26,900株	23,500株
付与数	－	－	－	－	－
権利失効数	－	－	－	－	－
権利確定数	－	－	－	－	－
権利未確定 残数	15,200株	15,200株	28,800株	26,900株	23,500株
権利確定後					
期首数	－	－	－	－	－
権利行使数	－	－	－	－	－
権利不行使 による失効数	－	－	－	－	－
権利未行使 残数	－	－	－	－	－

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利確定前					
期首数	44,600株	42,000株	66,400株	97,300株	132,500株
付与数	－	－	－	－	－
権利失効数	－	－	－	－	－
権利確定数	－	－	14,600株	14,800株	17,500株
権利未確定 残数	44,600株	42,000株	51,800株	82,500株	115,000株
権利確定後					
期首数	－	－	－	－	－
権利行使数	－	－	14,600株	14,800株	17,500株
権利不行使 による失効数	－	－	－	－	－
権利未行使 残数	－	－	－	－	－

	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション
権利確定前		
期首数	130,700株	－
付与数	－	83,700株
権利失効数	－	－
権利確定数	14,100株	－
権利未確定 残数	116,600株	83,700株
権利確定後		
期首数	－	－
権利行使数	14,100株	－
権利不行使 による失効数	－	－
権利未行使 残数	－	－

(2) 単価情報

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	－	－	－	－	－
付与日における 公正な評価 単価	374円	410円	602円	628円	927円	455円

	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	488円	488円	488円	488円	－
付与日における 公正な評価 単価	689円	443円	413円	391円	336円	474円

#### 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2022年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	2022年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	21.05%
予想残存期間 (注) 2	9ヶ月
予想配当 (注) 3	20円/株
無リスク利率 (注) 4	△0.133%

- (注) 1. 予想残存期間9ヶ月に対応する期間 (2021年10月から2022年7月まで) の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去の役員の平均的な在任期間から、現在の在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。
  3. 2022年3月期の配当実績
  4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

#### 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

# 第140期 附属明細書

〔 2022年4月 1日から  
2023年3月31日まで 〕

株式会社 八十二銀行

## 1. 計算書類に関する事項

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率 %
有形固定資産							
建物	11,155	2,208	(56) 192	1,173	11,996	46,560	79.51
土地	10,776	38	(1,345) 1,830	—	8,984	4,660	34.15
リース資産	324	91	(—) 0	152	263	979	78.81
建設仮勘定	923	1,068	(—) 1,896	—	95	—	—
その他の有形固定資産	2,744	1,172	(60) 260	731	2,925	17,046	85.34
有形固定資産計	25,924	4,580	(1,462) 4,180	2,057	24,266	69,247	74.05
無形固定資産							
ソフトウェア	3,876	1,181	(—) 1	1,377	3,678	24,156	86.78
リース資産	0	—	(—) —	0	—	3	100.00
その他の無形固定資産	594	4	(—) 0	2	595	349	37.00
無形固定資産計	4,471	1,185	(—) 2	1,380	4,273	24,509	85.15

(注) 1. 当期減少額の( )内は減損損失額(内書き)であります。

2. 償却累計率は取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載しております。

### (2) 引当金

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高	計上理由及び 算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	35,232	38,893	544	34,687	38,893	
睡眠預金払戻損失引当金	499	271	169	330	271	
偶発損失引当金	1,341	1,217	—	1,341	1,217	
計	37,073	40,382	714	36,359	40,382	

(注) 当期減少額のうちその他は、主として洗い替えにより減少したものであります。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	20,424
退 職 給 付 費 用	△ 1,838
福 利 厚 生 費	3,730
減 価 償 却 費	3,438
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	1,518
営 繕 費	186
消 耗 品 費	524
給 水 光 熱 費	662
旅 費	173
通 信 費	963
広 告 宣 伝 費	563
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	476
租 税 公 課	3,732
そ の 他	15,729
計	50,285

(注) その他の主なものは、外注委託費6,596百万円、臨時雇用費 2,385百万円、保守管理費 2,168百万円、業務委託費 2,016百万円、預金保険料 1,125百万円であります。

(4) その他の重要な事項

該当ありません

## 2. 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の兼職の状況

神澤鋭二 取締役（社外役員）

キッセイコムテック株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）

### (2) その他の重要な事項

該当ありません

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社八十二銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社八十二銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役 峰 村 千 秀 ㊟

常勤監査役 笠 原 昭 寛 ㊟

社外監査役 門 多 丈 ㊟

社外監査役 和 田 恭 良 ㊟

社外監査役 山 沢 清 人 ㊟

以 上

以上のとおりであります。

2023年5月12日

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 松下正樹

# 株式交換契約書

株式会社八十二銀行（以下「甲」という。）及び株式会社長野銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、第5条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）において、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

## 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）

商号 株式会社八十二銀行

住所 長野県長野市大字中御所字岡田 178 番地 8

(2) 株式交換完全子会社（乙）

商号 株式会社長野銀行

住所 長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号

## 第3条（株式交換対価の交付及び割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。）が保有する乙の普通株式の数の合計数に 2.54 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式の数に 2.54 を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

## 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間における事情の変更を踏まえ、協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 0 円

(2) 資本準備金 会社計算規則に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金 0 円

#### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年6月1日とする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の普通株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

#### 第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、本契約締結後、2023年3月31日時点の甲の株主に対し、1株につき、連結配当性向40%（甲の2023年3月期における通期の連結上の1株当たり当期純利益に40%を乗じた金額（ただし、小数点以下を切り上げるものとする。））から、甲の2023年3月期の中間配当金である10円を控除した金額）を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
2. 乙は、本契約締結後、2023年3月31日時点の乙の株主に対し、1株につき25円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。なお、甲は、乙の2023年6月開催予定の定時株主総会において、乙が2023年3月31日時点の乙の株主に対して剰余金配当を行うために必要な議決権行使を行う。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、別途甲乙間で合意したものを除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、甲及び乙それぞれの連結の財産状態及び将来の損益状況に重要な影響を与える行為を行わないものとし、また、甲及び乙それぞれの子会社をしてこれを行わせない。

#### 第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本株

式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じたとき甲及び乙が判断した場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の承認及び効力）

1. 乙は、2023年3月24日、乙の臨時株主総会を開催し、本契約につき承認決議を得るものとする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、又は法令に定める関係官庁等の認可等が得られない場合、その効力を失う。

#### 第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。

2023年1月20日

甲 長野県長野市大字中御所字岡田178番地8  
株式会社八十二銀行  
取締役頭取 松下 正樹



2023 年 1 月 20 日

乙 長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号  
株式会社長野銀行  
取締役頭取 西澤 仁志

